

成年後見 助成格差

施設入所に支障も

成年後見制度が二〇〇〇年四月にスタートして八年半あまり。契約によってサービスが提供される介護保険制度と「車の両輪」とされるが、介護保険ほど利用されていないのが実情だ。報酬などを支払う経済力がないため後見人を定められず、施設入所の手続きなどに支障を来すケースもあるという。関係者は「成年後見と助成も車の両輪。経済力の有無で権利擁護に差が出るのは問題」と指摘している。

(佐藤 奇平) 〓本記1面に

公的助成は第三者後見人を受任する専門職にとっても必要という。相模原市内に事務所を構える行政書士は、担当する十七件のうち四件が無報酬。責任感から受任しているが「ボランティア精神だけでは成り立たない」と漏らす。報酬が保証されていることが普及の鍵という。

横浜家裁によると、二〇〇七年一年間の同家裁への申立件数は前年より九十七件増の二千五百五十一件。成年後見制度の利用を支援するため社会福祉士らが設立した「成年後見事務所アソカカー」(横浜市青葉区)の須田幸隆代表は「判断能力が不十分な人が権利を守られ充実した生活を送るために、成年後見制度は有効な手段。もっと利用者が増えてもいいはず」と強調。

「必要な人が等しく使える制度が必要だ」と公的助成の拡大に期待を寄せている。

横浜市内に住む男性(85)は昨年未、認知症の妻(75)の施設入所の相談で地域包括支援センターを訪れた。入所の条件は「後見人の選任」。月額八万円ほどの妻の年金は入所費に充てなければならず、担当した社会福祉士は「報酬が払えず、第三者の受任は難しい」として男性を後見人の候補者とするよう助言した。

だが、高齢を理由として横浜家裁に認められなかったという。ほかに親族のい

報酬払えず 普及を阻む

ない男性は、以前担当したケアマネジャーに懇願し、十月によくやく無報酬を前提に受任してもらったとい

う。

担当の社会福祉士は「男性は幸運だった。制度の活用が必要なのに、お金がないために適切に使えないお年寄りは少なくない」と指摘。相模原市内の福祉施設に勤務する別の社会福祉士は「費用がかかるというだけで尻込みしてしまうお年寄りもいる」と明かす。